

## 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第11回）

平成30年6月8日

【山本座長】 皆様おそろいのようでございますので、ただいまから多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会第11回を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まり頂きまして、まことにありがとうございます。

まず、冒頭開会に当たりまして、越智副大臣よりご挨拶を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【越智金融担当副大臣】 皆様、こんにちは。金融庁を担当しております、内閣府の副大臣をしております、衆議院の越智隆雄でございます。

まずは、今日、構成員の皆様方におかれましては大変お忙しい中を、こうしてご出席を頂きまして本当にありがとうございます。また、日ごろからいろいろな形でお世話になっておりまして、本当にありがとうございます。

本日は第11回目となります多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会でございますが、開催に当たりまして一言ご挨拶をいたします。

本懇談会は、これまでの多重債務対策の成果を維持しつつ、新たな課題等への対策を含めた、今後取り組むべき施策を検討する場として設置され、その運営が図られてまいりました。これまでも、構成員の皆様を初めとした各方面のご協力を得つつ、各関係省庁や地方公共団体等が連携して取組を続けることによりまして、多重債務問題の着実な改善が見られていると考えております。

今後とも多重債務問題の実態把握に努めて、そして借り手、貸し手の状況を踏まえて、関係者の皆様と連携の上で、十分な対策を図っていく必要がありまして、担当副大臣として、この分野にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

本日の懇談会では、多重債務問題に係る関係者の取組方針をまとめました多重債務問題改善プログラムのフォローアップとしまして、多重債務者数の推移や相談対応の状況等、多重債務問題を巡ります状況について、関係省庁からご報告をさせて頂きます。

そしてそのほか、新たな課題への対応としまして、最近の懇談会におけるご議論等を踏まえまして、銀行カードローン、ギャンブル等依存症対策に対します最新の取組などにつきましてもご報告をいたします。

このほか、今日ご出席頂いております構成員の方々からも、現場の実態に即した資料のご提出やご報告を頂くものと伺っております。

多重債務問題を巡る環境の変化に即しまして、一層取組を進めていくことができるよう、本日は皆様方の忌憚のないご議論を賜り、ぜひご知見をお借りできればと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。

【山本座長】 越智副大臣、どうもありがとうございました。

なお、越智副大臣は他の公務のため、ここで退席させて頂きます。

(越智副大臣退席)

【山本座長】 では、議事に入ります前に、事務局から構成員の変更及び出欠と、配付資料の確認について説明をお願いいたします。

【金融庁（島村）】 本懇談会の事務局を務めさせて頂いております金融庁総務企画局企画課信用機構企画室長の島村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議に入る前に、まず懇談会の構成員の変更についてご説明させて頂きます。議事次第、配席図とともに構成員名簿を配付させて頂いておりますが、団体の役員異動を受けまして、今回から新たに2名の方に構成員にご就任頂いておりますので、ご紹介させて頂きたいと思います。

まず、日本司法書士会連合会常任理事の谷崎哲也様でございます。

【谷崎構成員】 日本司法書士会連合会の常任理事をしております谷崎と申します。多重債務問題、貧困問題、自死、依存症等を担当させて頂いています。よろしくお願ひいたします。

【金融庁（島村）】 一般社団法人全国銀行協会理事の辻松雄様でございます。

【辻構成員】 全国銀行協会の理事の辻と申します。どうぞよろしくお願ひします。

【金融庁（島村）】 また、本日は重川構成員、杉浦構成員、浜田構成員、行岡構成員はご都合によりご欠席となっております。

次に、本日配付いたしました資料の一覧を用意しております。資料の右肩には資料番号等をつけておりますので、不足がございましたらお申しつけください。

なお、行岡構成員は本日はご欠席となっておりますが、資料のご提供がございましたので、あわせて配付させて頂きたい存じます。また、新里構成員ご提供の資料につきましては、ご本人のご意向により、機微な情報を含んでおりますため、一部を出席者限りとして、本会議後、事務局にて回収させて頂きたいと存じます。ご出席の皆様におかれましては、

資料の右上に「会議後回収」と記載のある資料につきましては、テーブルに残してご退席頂きますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、議事次第に従って議事を進行させて頂きますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

本日は、この後、議事次第の3「多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向」につきまして、関係省庁からそれぞれの取組についてご報告をして頂きたいと思います。

続きまして、議事次第の4「意見交換」の部におきまして、竹島構成員、谷崎構成員、辻構成員、新里構成員、山下構成員から、それぞれご提出頂いた資料に基づきましてご報告をして頂きたいと思っております。その後、関係省庁からのご報告、構成員からのご報告に対する質疑応答を含め、意見交換の時間を設けたいと思ってございます。

全体として、以上を1時間半程度で行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくご協力のほどお願ひいたします。

それでは、これより議事次第の3「多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向」に入ります。資料1の多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向につきまして、金融庁等からご報告をお願いいたします。

【金融庁（島村）】 資料1の多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向につきまして、ご説明させて頂きます。なお、当資料につきましては、金融庁のほか、消費者庁や厚生労働省、法務省からも資料をご提供頂きまして、まとめさせて頂いております。

まず目次をご覧ください。当資料の1番目から6番目につきましては私から、7番目、銀行カードローンにつきましては当庁担当部局から、8番目、ギャンブル等依存症対策の動向につきましては消費者庁の河内課長からご説明させて頂きます。

まず1ページ目をご覧ください。こちらは無担保無保証借入残高がある人数、貸金業利用者の1人当たりの残高金額の推移をお示しさせて頂いております。

多重債務者数につきましては、多重債務問題改善プログラムに基づきまして、5件以上無担保無保証借入残高がある人数を指標といたしまして、フォローアップをさせて頂いております。

この推移を見ますと、直近の平成29年度は9万人と記載しております。これは正確には平成28年度が8.7万人、平成29年度は8.6万人でございます。平成18年の改正貸金業法の成立以降、最少の人数となってございます。

また、貸金業利用者の1人当たりの残高金額につきましては、直近の平成29年度は53.0万円となって前年よりも増加しておりますが、ここ数年で見ますとほぼ横ばいとなっております。

2ページ目をご覧ください。こちらはご参考の資料といたしまして、貸金業利用者に関する調査研究の結果概要をお示しさせて頂いております。

本調査研究は、改正貸金業法成立後、貸金業利用者の動向を把握するために、前年に引き続き、金融庁において毎年実施させて頂いております。平成29年度につきましても、銀行カードローン利用者の借り入れ等についても調査いたしました。

これによりますと、3年以内に貸金業者を利用した経験がある方は、前年比0.2%増の7.3%、銀行カードローンを利用した経験がある方は前年度と同様の4.2%となっております。また、このうち3年以内に貸金業者からも借り入れをした経験がある方は63.4%になっており、前年度よりは若干減少しております。また、本調査研究の結果につきましては、参考資料として本日お配りさせて頂いております。

続きまして3ページ目をご覧ください。こちらは財務局に寄せられました相談の概況をお示しさせて頂いております。

上の段のグラフをご覧ください。こちらは財務局等に寄せられました相談件数の月別推移をお示しさせて頂いております。多少の増減はございますが、1年を通して、ひと月当たり約441件程度の相談が寄せられております。

下段左側のグラフをご覧ください。こちらは相談者の借金をしたきっかけをお示しさせて頂いております。低収入・収入の減少が最多でございまして、次いで商品・サービスの購入、事業資金の補填となっております。

下段右のグラフをご覧ください。こちらは相談者の年収をお示ししたものでございます。年収400万円未満の方が全体の約8割を占めております。

続きまして4ページ目をご覧ください。こちらは地方公共団体に寄せられました相談の概況をお示ししております。

上段のグラフでございます。こちらは地方自治体に寄せられました相談件数の月別推移をお示しさせて頂いております。地方自治体におかれましても、1年を通じて相談を寄せられていることが分かります。相談件数を見ますと、地方公共団体全体でひと月当たり約2,500件程度、市区町村だけを見てもひと月当たり約1,800件程度と、財務局等に比べて多くの相談が寄せられております。このように、地方公共団体は住民への接触機会

が多く、多重債務者の発見や問題解決に即しまして、その機能を十分に発揮して頂いているものと考えております。

次に下段のグラフをご覧ください。こちらは相談者の借金をしたきっかけをお示ししております。低収入・収入の減少が最多でございまして、続きまして商品・サービスの購入、住宅ローン等の借金の返済となっております。

5ページ目をご覧ください。こちらは地方公共団体における生活困窮者自立支援事業等と多重債務者相談窓口の連携状況をお示しさせて頂いております。

多重債務者相談キャンペーンにおきましては、全国の自治体の相談窓口の認知度の向上を目的として、9月から12月をその期間に定めまして、平成20年度から毎年実施させて頂いておりますが、平成28年度の当該キャンペーンから、多重債務者相談窓口と生活困窮者自立支援事業等との相談窓口の連携を開始しております。

平成29年度では65.2%の都道府県、48%の市区町村において連携が図られたという結果となっております。生活困窮者自立支援制度の動向につきましては、後ほど厚生労働省からご報告いたしますが、多重債務者相談窓口と生活困窮者自立支援事業等との連携をさらに深め、多重債務者の発生予防や問題解決に努めて参りたいと考えております。

続きまして6ページ目をご覧ください。こちらは都道府県におけるギャンブル等依存症に対応する専門機関と、多重債務者相談窓口の連携状況をお示ししております。

専門機関として、精神保健福祉センター、保健所、自助グループ等を挙げて調査を行ったところ、精神保健福祉センター、保健所との連携は41.3%、自助グループ等との連携は28.3%となっております。

7ページをご覧ください。こちらは市町村におけるギャンブル等依存症に対応する同様の連携状況をお示ししております。

連携を行わなかった理由といたしまして、ギャンブル等依存症と判断するのが困難、連携方法が不明というものが多く、連携に当たっての必要な情報を自治体等の多重債務者相談窓口に提供いたしまして、これからも引き続き連携体制の充実を図って参りたいと存じます。また、ギャンブル等依存症の対策といたしましては、後ほど消費者庁からご報告させて頂きたく存じます。

8ページ目をご覧ください。こちらは全国消費生活情報ネットワークを通じて、全国の消費生活センターに寄せられました相談件数の推移をお示しいたしました。直近の平成29年度は2万5,918件ということでございまして、平成20年度をピークに減少傾向と

なってございます。

9ページ目をご覧ください。こちらは平成25年4月以降の月別の推移と相談事例をお示ししております。月別の推移につきましては、平成29年度も例年と同様の傾向となっております。

続きまして10ページ目でございます。こちらは厚生労働省、警察庁の統計により、多重債務が原因と見られます自殺者数の推移、その割合をお示ししております。

直近の平成29年は656人、全体の自殺に占める割合は3.1%になっておりまして、平成28年の604人よりは増加しているものの、その前年の27年の667人よりは減少しております。平成19年以降は全体的には減少傾向にあると考えております。

続きまして11ページでございます。こちらは平成29年度の自殺者656人につきまして、年齢階層級別及び職業別に整理した表になります。

年齢階級別に見ますと、50代が187名と最多となっております。また職業別に見ますと、有職者が472人で約7割、無職者が170名で約3割となってございます。また、有職者のうち自営業・家族従業者が137名で約3割、被雇用者・勤め人が335人で約7割となっております。

続きまして12ページでございます。こちらは裁判所の司法統計によります自然人の自己破産事件の新受件数をお示ししております。平成15年以降、全体としては減少傾向にあるものと存じますが、平成29年につきましては、平成28年に引き続き若干増加しております。

以上でございます。

**【金融庁（中村）】** 金融庁監督局銀行第1課の中村と申します。銀行カードローンについて、私のほうから説明させて頂きたいと思います。

銀行カードローンにつきましては、これまでこの懇談会におきましてもさまざまご意見を頂戴してまいりました。ありがとうございました。

資料について説明させて頂きます。まず13ページ目ですが、足元の銀行カードローン残高の推移であります。2017年度末で5兆8,186億円ということで、前年の2016年度末の5兆6,092億円から2,094億円増加しております。伸び率で見ますとこれまでに比して若干鈍化しているということかと思います。

1ページおめくり頂いて、前回の懇談会におきましては、当庁が昨年9月以降、銀行カードローンに係る立ち入り検査を実施中である旨、ご説明させて頂きました。この検査に

つきましては、今年の1月26日に「中間とりまとめ」として公表いたしましたところです。「中間とりまとめ」において公表したポイントについてご説明させて頂きます。

まず、この14ページの矢羽の3番目でございます、検査はカードローン残高の多い銀行を中心に12行、残高ベースで6割をカバーする先に対して実施いたしました。また、検査におきましては、右下にございます5点の着眼点について検証をしてきたところでございます。

その5点の着眼点に係る検証結果が次のページ以降に書いてございます。

まず、保証会社審査への依存。過度に依存していないかという点です。昨年3月の全銀協の申し合わせ前は、多くの銀行が保証会社に審査をかなり依存しているという状況でしたが、申し合わせ後、それから検査後は、独自の審査モデルを整備したり、独自の審査基準を作成するといった形での改善を進めているということでございます。

続きまして、年収証明書の取得基準です。申し合わせ前ですと、銀行は200万とか500万円を超える融資でないと年収証明書を求めておりませんでしたが、申し合わせ後、検査後は、全ての銀行が貸金業法と同水準の50万円超への引き下げを行っております。

次に、融資上限枠の話でございます。貸金業者と異なりまして、銀行には年収の3分の1といった融資上限規制がないということですので、申し合わせ前は個々の対応でございました。しかしながら、申し合わせ後におきましては、多くの銀行が貸金業者のローン、自行カードローン、それから他行のカードローンを合わせたところで、借入額を全て合わせたところで年収の2分の1までという制限を設けている。また、生活維持費を考慮して上限額をさらに抑制しているというような事例も確認されているところでございます。また、年収制限を設けていなかった銀行につきましても、検査後は他行の融資も勘案した上限枠を設定するよう、改善に向けて取り組んでおります。

続きまして16ページをご覧ください。融資実行後の債務者の実態把握といった、途上管理の問題につきまして書いてございます。

申し合わせ以前は、多くの銀行がほとんど途上管理ということは実施していなかったということですが、申し合わせ後は、独自に収入は勤務先の変更などを確認する動きが見られております。この点につきまして、多重債務・過剰債務の発生を防ぐためには、債務者の変化、年収や勤務状況についての変化を的確に把握する必要があると思いますので、これにつきましては全行に改善を促したということでございます。

それから、途上管理の下の枠ですが、利用者保護の観点から、返済に関する相談や返済

猶予、それから金利減免などの対応につきましても、全行に相談体制を拡充するよう促したところであります。

それから広告・宣伝ですが、申し合わせ以前は全行で「年収証明書不要」などの不適切な文言が見られましたが、申し合わせを受けまして、全行が既に削除しております。テレビCMにつきましても、申し合わせ後は全行、貸金業の自主規制と同水準にするという形になっております。

それから、営業店・行員に対する業績評価体系、いわゆるノルマということでございますが、こちらは申し合わせ前から検証しましたが、申し合わせ前から不適切な契約を招きかねないような問題事例というものは特に確認されませんでした。一方で、1行ではありますが、過度なノルマということではございませんが、カードローンとマイカーローン、教育ローンなどを同時に販売するよう、これを推奨するような先もありましたので、議論をして改善を促したというところでございます。

17ページをご覧ください。残された課題について整理しております。

先ほどご説明申し上げたところと重複しますが、途上管理の問題、それから相談体制の拡充というのは残された課題であると思っております。

それから、カードローン以外の消費者向け貸し付けというものもございます。新聞等で話題になったものがカードローンということだったので、それと同じように使途自由で融資を受けられるフリーローンというような商品もございます。この点については、カードローンでないということで別の対応となっている、申し合わせの対象外としている先もありましたので、カードローンと同様の措置をとるよう、改善が必要と申し上げております。

それから、顧客の借り入れ状況の把握に向けた課題につきましては、信用情報機関に登録されている貸付額や保証額が実行額であったり極度額であったり、情報の登録の頻度などもばらつきがございます。これについては精緻化が必要だと考えております。

以上を踏まえた私たちの対応でございますが、検査実施先につきましては引き続き改善状況をフォローするとともに、先ほど申し上げました残された課題につきましても改善を促してまいりたいと考えております。

最後ですが、今回の検査実施先以外のカードローンを取り扱っている全ての銀行につきまして、現在、実態調査を進めているところでございます。その過程で対応に不十分なところがあれば、必要な改善を促すなど、銀行カードローン業務運営の適正化に向けて、モニタリング・監督を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【金融庁（春原）】 金融会社室長の春原でございます。私のほうから、今ご説明のありました信用情報機関に登録される情報の精緻化についてご説明いたします。

本課題に対応するため、昨年11月に金融庁内に信用情報のあり方について検討するPTを設けております。PTでは、3つあります信用情報機関、全銀協、大手保証会社と課題について議論をさせて頂いておりまして、例えば、貸し付けに関する情報は日次で登録・更新が行われている一方で、銀行カードローンの情報は月次で登録・更新が行われており、情報の精度に問題があります。

また、貸付債権は複数の信用情報機関に同じ情報が登録されていても、システム的に重複された情報であるということが判別できるようになっているわけですが、銀行カードローンはそのようなことになっていないという課題を抽出しております、それに対する対応策を関係者で議論しているところでございます。

引き続き、関係者でさらなる議論を続けまして、またの機会に状況等をご説明させて頂きます。

私からは以上です。

【消費者庁】 消費者庁消費者政策課長の河内でございます。それでは資料の18ページ以降、ギャンブル等依存症対策の動向についてご説明いたします。

まず18ページでございます。これまでの経過でございますが、平成28年、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるIR推進法の附帯決議によりまして、参議院の内閣委員会におきまして、附帯決議が出されまして、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化することが求められているところでございます。

政府としましては、内閣官房長官をトップとしまして、その他関係閣僚をメンバーとしたギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を設置したところでございます。資料の一番下でございますが、これまで過去3回開催しております、昨年8月29日の第3回会合で、ギャンブル等依存症対策の強化についてを取りまとめたところでございます。

19ページでございます。その強化について、これは、ギャンブル等依存症は精神疾患というふうにも位置づけられておりますし、それぞれの公営ギャンブル事業者が実施する対策もありまして、非常に多岐にわたるものでございますが、そのうち多重債務等に関係するものについて、進捗をご説明していきます。

まず（1）でございますが、金融庁、消費者庁と9省庁の連名で、消費者向けの注意喚

起資料を公表しております。20ページにそのものをつけてございますので、ご参考までに後でご覧頂ければと思います。

次に（2）でございますが、相談体制の強化・充実ということでございます。基本的には既存の消費生活センターや多重債務相談窓口といったものを活用するのですが、こういった窓口はギャンブル等依存症対策の専門の窓口ではございませんので、それを強化するという観点から、まずは消費生活相談員等を対象とした研修を、独立行政法人国民生活センターにおいて実施する。あるいは、実際に相談が来たときの相談対応の仕方、もしくは、相談内容によっては医療機関等につなぐという必要もございますので、そういった関係の相談拠点との連携の仕方を含めた対応マニュアルを、金融庁と連名で作成しまして、これを多重債務者相談窓口等に配布するということをしてございます。

次に（3）でございます。これも消費生活センター等の窓口機能の強化の一環でございます。これは厳密には強化についての中に直接盛り込まれているわけではありませんが、平成30年度予算で、消費者庁におきましては地方消費者行政強化交付金というのを創設しております。この中で、地方公共団体が国の重要課題に積極的に取り組む場合に、この強化交付金で支援をするということをしてございます。そのうちギャンブル等依存症対応というのを国の重要課題の1つとして、この強化交付金の対象としているところでございます。

最後に（4）でございますが、日本貸金業協会及び全国銀行協会における対策ということで、これは貸付自粛と。ギャンブル等依存症を理由とする申告をもって貸付自粛の対象とするということで、日本貸金業協会においては平成30年4月以降、実施してございます。あと全国銀行協会におきましても、平成30年度を目途に制度を導入すると聞いてございます。

簡単ですが以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして資料2のヤミ金融事犯の検挙状況につきまして、警察庁からご報告をお願いします。

【警察庁】 3月末に警察庁生活安全局生活経済対策管理官に着任いたしました鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、ヤミ金融事犯に対する取締り状況等につきまして、資料2に沿ってご説明申し上げます。

まず、1の検挙状況の推移についてでございます。平成20年から昨年までの過去10年間のグラフと一覧表になっております。

ヤミ金融業者そのものの検挙を示します無登録・高金利事犯、黒いグラフでございますが、これにつきましては検挙事件数が年々減少しております、平成29年は135事件ということで、10年前と比べますと約3分の1となっております。

グラフのカーブを見てみると、最近は下がりの傾向にあるとは言えますが、一定の鎮静化が図られたように見えますが、まだまだ根絶には至っていないということあります。

これと逆に青いグラフ、口座の売買等、貸金業に関連した法令違反の検挙を示す、ヤミ金融関連事犯という青いほうのグラフですが、こちらにつきましては年々増加しております、昨年は608事件という検挙事件数になっております。そのほとんどが、ヤミ金融事犯の犯行ツールであります携帯電話や口座、通帳を不正に入手あるいは譲渡した者を、詐欺罪や携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法違反で検挙したものであります。

最近増加しているのは、携帯電話不正利用防止法や犯罪収益移転防止法による取締りが警察の現場まで浸透してきたことによると考えられます。

最近のヤミ金融事犯の傾向としましては、商品や債権の売買等、通常の商取引を装った新たな形態の手口が見られ、ますます匿名化、巧妙化が進んできていると考えられます。

2の主な検挙事例ということですが、時間の都合もありますので簡単に申し上げますが、1つ目の○は、中小企業を対象とした無登録貸金業者による融資の事例であります。それから裏に行きまして2つ目の○、いわゆるフリマアプリにおける商品売買を仮装した現金販売に係る出資法違反事件と。これはかなり報道されましたのでご存じかと思いますが、いわゆるフリマアプリで、商品の売買を仮装して現金を額面より高く売ると。それをクレジットカードや携帯電話による決済枠で支払いを受けるという、いわば借りた側は現金を手にするけれど、自分がお金を払うのは後になるということで、実質的に貸金業を行っていたということで検挙した事例であります。

大きな3番、携帯電話対策の状況ということで、先ほど犯行ツールという話もいたしましたが、ヤミ金融業者にとって携帯電話は非常に重要な犯行ツールですので、事件検挙とあわせて、これを無力化する対策を進めております。

そこで、まず（1）契約者確認の求めであります、これはヤミ金融事犯などの生活経済事犯に使用された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づきまして、名義人

の本人確認を求めるものであります。本人確認がとれなければ、携帯音声通信事業者が最終的には利用を停止することができるというものであります。

それから（2）ヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数とあります。こちらはヤミ金融事犯に使用された携帯電話がレンタル電話であった場合、その事業者に解約を依頼するというものであります。これはレンタル業者に対しまして、犯罪への利用を助長しないよう、本人確認をしっかりと行うよう求めるという意味合いも含まれております。

やはりヤミ金融業者にとって、携帯電話は非常に重要な犯行ツールですので、警察としてはこれらの対策とあわせまして、法で定められた本人確認をしない悪質なレンタル携帯電話事業者を積極的に検挙するとともに、匿名で貸与された携帯電話等を無力化するための役務提供拒否に関する情報提供といった対策を進めております。

最後に4、口座凍結の状況についてですが、やはり預貯金口座も、携帯電話と同じくヤミ金融業者にとって重要なツールとなっておりまして、さまざまな方法で他人名義の口座を手に入れ、犯罪に利用しているわけでありますので、これを凍結することによって被害の拡大防止、そして犯罪収益の剥奪を図っているところでございます。

資料の説明は以上でございますが、近年、ヤミ金融事犯につきましては一定の沈静化が図られていますが、まだまだ根絶には至っておりませんし、新たな手口が次々に現れるなどしておりますので、警察としましては、このような状況を踏まえまして、今後とも各関係機関等と連携して、取締りと犯行助長サービス対策を推進してまいります。よろしくお願いいたします。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして資料3の、生活困窮者自立支援制度の動向につきまして、厚生労働省からご報告をお願いします。

【厚生労働省（本後）】 厚生労働省の生活困窮者自立支援室長でございます。

資料3をまずおめくり頂きまして、生活困窮者自立支援法の改正ということでございます。ちょうど今国会で改正法案を審議頂きまして、本日、改正法が公布をされております。

この中で、家計改善支援事業について強化を図ることとしております。ちょっとページを飛ばして頂きまして5ページ目でございます。

家計改善支援事業は自治体の任意の事業ということになっておりますが、このページの一番上のほう、①と書いているところでございます。家計改善支援事業について、その実

施を努力義務にするということ。それから③、この事業が効果的・効率的に行われている一定の場合には、家計改善事業の補助率を引き上げるということで、その下、自立相談支援事業、これは必須事業でございます、これと家計改善支援事業、あと就労の関係の事業、この3つを一体的に行っている場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げるという形で、自治体の経済的なインセンティブを設けています。

かつ、実施率が高まるように、その下でございますが、自治体が取組みやすくなる事業実施上の工夫ということで、事業の専門性は維持をしながら、複数の自治体で広域的な事業展開をしていくといったやり方を、今後推進していきたいと考えてございます。

次のページからが、生活福祉資金を取り巻く情勢ということでございます。生活困窮者自立支援制度の見直しの過程で、生活福祉資金についても検討を行っております。

7ページ目が、法律改正に先立ちまして審議会で議論頂きましたときの報告書でございます。

一番上の〇、家計相談支援事業のさらなる推進が求められる。ここは、先ほど申し上げました法律の改正の部分でございます。その下に生活福祉貸付制度という項目がございます。その3つ目の〇、生活福祉資金貸付制度については、償還の確保を前提としつつ、機動的、迅速な貸し付けが行えるよう、運用面で必要な見直しを行う必要があるということで、法律の改正の部分は一応措置をいたしましたので、貸付制度につきましては、今後になりますが運用面での見直しを具体的に行っていきたいと考えてございます。

その次の〇、年金担保貸付事業の廃止の関連でございます。ページを少し飛ばして頂きまして10ページ目、年金担保貸付事業につきましては、平成22年12月、独立行政法人の事務事業の見直し、閣議決定の中で事業を廃止するということとされております。

これを踏まえまして、本年3月、一番下でございますが、平成24年3月末の予定で申し込み受け付けを終了するという方針を固めまして、この4月から実施主体であります独立行政法人福祉医療機構の中期計画の中で、平成33年度末、すなわち平成34年3月末で新規貸し付けを廃止するという方針を明記いたしているところでございます。11ページ目がその中期目標の内容でございます。

廃止した際に、12ページ目ですが、その貸し付けニーズをどこかで受けとめる必要があるということで、代表的なものとして挙げられているのが生活福祉資金制度でございます。これは34年の3月末に向けて、これから具体的にどう対応していくかということを検討していくことになります。

一番下に年間の貸付額がございます。年金担保貸付制度のほうは約500億円ということで、かなり大きな規模の貸し付けの制度になっているということ。それから13ページ目でございますが、右端の生活必需物品の購入にかなり年金担保貸付の貸し付けが使われているということがございます。これは基本的には生活福祉資金の貸し付けの対象外ということになっておりますので、こういったニーズはどうやって対応していくかということの検討が求められるということでございます。

戻って頂きまして7ページ目、審議会のほうでは、こういったことを踏まえまして、7ページ目一番下の○でございますが、年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援をさらに推進することが1つ。それから、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得者の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要と。この後段の部分につきましては、これから具体的に検討をしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これよりは議事次第4の意見交換の部に入らせて頂きます。本日ご出席の竹島構成員、谷崎構成員、辻構成員、新里構成員、山下構成員から資料をご提供頂いておりますので、これをご紹介頂きたいと思います。

まず竹島構成員から、よろしくお願ひいたします。

【竹島構成員】 どうもありがとうございました。質問があるときはどうしたらよろしいですか。

【山本座長】 これは冒頭、今日の進め方について申しましたが、報告を全部していたので、後で全部一緒に質問を含めてということにしてございますので、そのときにもう一回ご発言頂ければと思います。

【竹島構成員】 わかりました。ありがとうございます。

それでは私の資料ですが、簡潔に説明させて頂きたいと思います。

2点つけさせて頂いておりますが、1つは第2次川崎市自殺対策総合推進計画でございます。今日、この場でご紹介させて頂きたいと思いましたのは、自治体はそれぞれ自殺対策計画を立てていくのですが、川崎の場合はすでに条例をもとにすでに2回目の計画を立てております。今日ご紹介したいのは3ページでございます。3ページに自殺予防プロセス図というのを紹介させて頂いております。

このプロセス図というのは、自殺の発生を増加させるような出来事や病気が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることで孤立を回避して、生きる方向に進むことを目指すものです。これまで「自殺プロセス図」を示していたのですが、予防のために具体的に何ができるかということを図示化して、地域に共有しやすくするということできました。

このような、地域に広めやすい形のものができていったらしいと思い、参考までに紹介させて頂きました。

その次ですが、多重債務のことともつながるものと思いまして、5ページをご覧ください。支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成ということを挙げさせて頂きました。自殺のリスクの高い人たちに連携して支援を提供するということで、それには人材を育成するということ。

それから、自殺と精神保健の問題へのステigmaの減少というのを6に挙げさせて頂いております。相談するという行動をとりづらい方たちがいると思いますので、社会のステigmaの減少もどこかでつながっていけたらと思いまして紹介させて頂きます。

それからもう1点は、科学技術振興機構の社会技術研究開発センターの「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」の領域アドバイザーをしておりまして、そのチラシです。この領域はこちらの課題とも共有するところが多いのではないかと思い、紹介させて頂きます。

ページを開いて頂きますと、幾つかこの領域の中のメインの課題が挙げられております。「さまざまな問題を抱え、孤立しがちな人々を地域社会で支える」「周囲に語りにくい・自覚しづらい問題への気づきを高める」「家庭や親密な関係の中で起きる危害の予防や早期発見・介入をする」といった3つのテーマが挙げられておりまして、このために、個人の機微にかかわる情報をどうやって共有するのかということが、この領域の大きな課題になっておりますので、またどこかで、この会議とも接点があつたらいいかなと思って紹介させて頂きました。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして谷崎構成員からよろしくお願ひいたします。

【谷崎構成員】 谷崎でございます。私の資料は、資料1からでございます。これは貸金業者とサービスの問題でございまして、1のほうが、平成15年に個人再生を申し立

てた方に届いたサービスからの手紙でございます。これは手続は完了しているものでございます。

これが届いたため、架空請求ではないかというような相談がありまして、その後、個人再生手続をした司法書士から、債権の回収業者の方に連絡をしましたが、その後何の回答もないというものでございます。

資料2のほうは、個人的に私の事案でございまして、これも平成16年に時効の援用をし、手続が完了したものでございます。後のページの内容証明まで行きますと、これで時効の援用をしているものでございます。

これをファックスで流したところ、その後にまた請求の手紙が来たというものでございまして、その後ももう一度同じものをファックスで送りましたが、その後何の連絡もないというものでございます。

ここで、1ページ目一番下に問題点を書いています。貸金業者として法的に解決した事案、事件についても債権譲渡をしているのではないかというところで、債権の管理状況が非常に問題ではないかというところです。それと、消費者というか一般の市民の方からしますと、自分で手続が完了したというものに関して請求を受けるという心理的な負担もかなり多いところがあると思っております。

債権回収業者に関しては、有効に存在する債権かどうかというものを確認せずに債権を譲り受けているのではないかという問題があります。この記載は後で読んで頂ければと思いますが、確定債権ではなく、何らかの法的手続が完了しているかどうかわからぬという状況で請求をしておりますので、請求方法に問題があるのではないかと思っております。そして一般の方、例えば専門家に依頼せずに手続をとった方々にとっては、このような請求が十数年後に来た場合に払ってしまって、また債務を負ってしまうというような問題も発生しますので、このような債権譲渡については問題にしていきたいと思いますので、ぜひご検討頂ければと思いまして、情報提供をさせて頂きました。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして辻構成員からのご報告をよろしくお願ひいたします。

【辻構成員】 辻でございます。資料のほうでございますが、まず1枚めくって頂きまして目次でございます。本日はこの3点につきましてご報告をさせて頂く予定でございます。前回会合以降の全銀協の取組、それから会員向けアンケート調査の第3回を行いまし

た、その調査結果、それから今後の全銀協の取組でございます。

さらにめくって頂きまして、こちらに銀行カードローン残高の推移というのがござります。

こちらの表をご覧頂きますと、全国銀行 116 行というのが一番下にございまして、3 月は 4兆 4,361 億円ということで、29 年 4 月と比べますと 2.9% 増、前月比、これは 2 月との比較ですが、0.2% 増という数字になっております。

なお、資料には記載しておりませんが、前回の会合があった 12 月末比では、この全国銀行の伸び率は 1.1% 増ということになっております。

次をおめくり頂きまして、会員向けアンケート調査の第 3 回を実施いたしました。こちらは後ほど詳しくご説明します。なお、この調査結果につきましても、後日概要を公表するとともに、会員銀行の参考となるよう、事例を含めまして共有する予定でございます。

続きましてカードローン専用相談窓口における相談等受け付け状況ということで、これは全銀協のものでございます。昨年 10 月 19 日から受け付けを開始いたしまして、5 月 31 日までの相談等件数は真ん中に表がございますが 50 件ほどであります。

相談等の内容で一番多いのは返済困難というものでございまして 17 件。その下にございますとおり、銀行・クレジットカード会社等から借り入れをしていて、債務整理をせずに月々の返済額を引き下げるることは可能かというようなご質問等が寄せられております。

次に、消費者意識調査の実施ということでございます。これは昨年 12 月に実施いたしました。この目的は、銀行カードローンに対するお客様の意識や、銀行カードローンがどのように利用されているかなどを把握・理解いたしまして、会員各行のカードローン業務の運営に資する示唆を得るとともに、さらなる見直しの取組に活用していく目的といたしまして実施いたしました。

調査結果の主なものは表の右側のとおりでございます。利用状況・資金使途等のところでございますが、銀行カードローンの利用者の平均年収は約 510 万円ということで、貸金業者等の利用者と比較するとやや高い傾向があるということでございます。

なお、時間も限られておりますので説明は割愛させて頂きますが、詳細は既に当協会のウェブサイトで公表しておりますので、ご関心があればそちらをご覧頂ければと思います。

それから、金融経済教育に関する取組ということでございまして、1-(5) です。

これは将来的に銀行のカードローンを利用される若年層の方に対して、借り入れやローンに関する啓発活動を強化していくというもので、金融リテラシーの分野でございます。

次に 1 - (6) でございます。これは多重債務防止啓発活動でございます。特に 2 つ目の矢羽のところでございますが、成年年齢の引き下げに係る動向も踏まえまして、多重債務防止や若年層の金融リテラシーの向上を目指しまして、特に若い方々が利用されますスマートフォン等を通じまして、SNS 等で啓発広告を配信していく予定にしております。

次に 1 - (7) になりますが、こちらは消費者信用関係団体 4 団体による共同キャンペーングを本年度も実施するという内容でございます。

続きまして 2. 会員向けアンケート調査（第 3 回）の調査結果でございます。

まず調査概要ですが、調査対象は、この表にございますとおり 191 行でございます。ただ、注釈のところに記載させて頂きましたが、このうち取り扱いがない会員が 70 行ほどありますので、実際には 121 行前後ということになります。

まず、アンケート結果の広告・宣伝関係でございます。12 ページになります。

こちらは、「総量規制対象外」や「年収証明書不要」を表示した広告や、下限金利や審査の早さを過度に強調した広告につきましては、第 3 回のアンケート時点では全ての会員 119 行がとりやめております。

次に 13 ページになりますが、その中のアフィリエイト広告、いわゆる成功報酬型広告と言われているもの、それからスマートフォンでの広告でございます。こちらにつきましては、実施している会員はいずれも約 3 割ということでございます。

これにつきましては、取組事例の 1 つとしまして、広告記載文言のルールが遵守されているかどうかを確認するため、広告先のパトロール、つまりモニタリングですが、これを実施しているということで、これはアフィリエイト広告もスマートフォン専用広告も同じでございます。こういったことをやっているということであります。

14 ページになります。こちらはテレビ CM の放映の件であります。放映している・していないにつきまして、右側、第 3 回のアンケート時点ですが、「放映していない」が 89 行で基準内で「放映している」が 29 行、それから基準超で「放映している」が 1 行ということです。基準とは、月間 100 本以内、原則として放送しない時間帯を避けるという基準で、これを遵守しているというのが 29 行ございます。ですので、30 行のうち 29 行は基準内のテレビ CM を放映しているということであります。実際にテレビ CM をしているところの会員につきましてはそういう状況だということでございます。

次に、審査態勢の話であります。15 ページです。こちらにつきましては、年収証明書の取得基準と年収債務比率の件でございますが、左側をご覧頂きますと、年収証明書の取

得基準につきましては「引き下げた」が第2回の95行から114行と増加しております。

それから、先ほどお話をございましたが、取組事例の一番下のところに、自行極度額に他行のカードローンも加えて負債比率の上限を設定しているというのもございます。それで、右側の表のところでございますが、年収債務比率の算出方法も厳格化したという会員が51行から80行に増加しております。

次のページ、16ページになります。こちらは審査態勢のうち、自行で保有する顧客情報を活用した審査の件でございます。こちらにつきましては、第2回の際には「実施していない」が8行ございましたが、第3回のアンケート時点では全ての会員が実行しているということでございます。

次に、審査態勢のうち、保証会社に依存しない形での銀行による審査の件でございます。これは2回目に「実施している」が89行でございましたが、99行に増加しております。

次に18ページになります。審査態勢のうち、関係機関として信用保証会社との連携になりますが、自行のカードローン代弁率の推移等を踏まえた保証審査の審査方針や審査モデル等の見直しということがございます。こちらにつきましては、第2回のアンケートと比べまして、第3回のアンケート時点では87行が実施しているというふうに増加しております。

もう1つ、これは途上管理の関係になりますが、19ページになります。貸し付け実施後の定期的な信用情報機関からの情報取得を通じたお客様の状況、それから信用情報のフォローということでございますが、これも第2回と第3回のアンケート時点を比べて頂きますと、72行から80行に「実施している」がふえている状況であります。

この点につきましては、まだ2割ほど「実施していない」という金融機関もございますので、引き続きフォローしていこうと思っております。

今申し上げました審査態勢につきましては、どうしてもシステムの対応や業務の体制がございますので、やや時間がかかる点がございますが、その点につきましては引き続き当方でフォローしていこうと考えております。

20ページ目、業績評価になります。これは表を縦にご覧頂きたいのですが、まず最初に、銀行としてカードローンに関する計画の設定（残高計画・融資額計画等）をしているかでございます。こちらにつきましては71行が設定していたということに対しまして、第3回では59行と減っております。それから支店評価につきましても、「設定している」が43から32行に減少しております。それから一番右側でございますが、個人評価でご

ざいます。「設定している」が31行から24行に減っているということでございます。

これは例えば、取組事例の2つ目に具体的に記載がありますが、新規契約者数を業績評価項目として設定していたがとりやめたということでございます。

次に、会員における取組事例でございます。こちらにつきましては、2. の、2つ目でございますが、途上与信として銀行において対象基準を設定し、電話等でのコンタクトを通じ、お客様の状況把握を実施しているということでございます。それから、その他の取組ですが、これは出口の話にもなるわけですが、各種ローンに関する相談窓口（フリーダイヤル）等を設置して、カードローンの返済の相談・カウンセリングに対応しているということでございます。

最後に、今後の全銀協の取組でございますが、23ページになります。先ほどから話が出ておりますが、表の一番下にある貸付自粛制度を、31年3月までに制度開始をする予定でございます。

駆け足になりましたが、以上が私の説明でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして新里構成員から、よろしくお願ひいたします。

【新里構成員】 ではご報告させて頂きます。私の資料1、毎回お出し頂いておりますように、最高裁の自然人の自己破産の推移を月次ごとに並べたものでございまして、直近のところでいいますと30年3月のところまで出ているということでございまして、昨年から毎月増加をしていっているという状況で、見ておきますと、平成27年が一番下がっていて、それから増加傾向が変わらないという状況になっていると。

それから、資料2につきましては、破産の件数と消費者金融、それから銀行のカードローンの残高の推移を見たものでございまして、これも例年お出ししているところでございまして、銀行のカードローンのところの上昇に伴って、破産件数のほうとも連動しているのではないかというところが見られたということでございます。

それから、本会議限りとして出させて頂いたのは、実は日弁連で継続的に、例えば2008年、11年、14年、17年と、確定破産記録、再生記録の調査をしておりまして、その結果がまだきちっとまとまり切らなくて、まとまった段階では日弁連のホームページ等でも公表するのですが、まだということなので、この場限りとさせて頂いて、これは何かというと、年代ごとの債権者の内訳を見ていったらどうなっていくのだろうかというと、登録貸金業者のところが一番上を見ますと67.51%、2008年調査でございます

が、だんだん少なくなつていつて2017年、今回の調査では42.44%になつていて、ふえていったのはどこなのかというと保証会社のところでございます。2008年の段階で6.33%が、2017年の22.88%という格好になつております。じゃあこの保証会社というのは何が含まれるのかというと、1枚めくつて頂きました、右側の④のところでございまして、保証会社（保証協会・サービスを含む）ということで、貸金業者が銀行カードローンを保証して代弁した場合も含まれるということで、実は今回初めて、この細部も含めて分類したところでございまして、細部で見ますと、貸金業者がカードローンを保証して代弁したという場合が10%を超えてます。これは前回の調査はしておりませんので、確定的なことは言えませんが、この22.88%と、前回で言えば15.10%からふえている要因としては、やはり銀行のカードローンの代弁した部分が含まれているのではないかと思われていますので、ここについては日弁連としても経年を見ていかなければならぬと思っております。

それから昨日、日弁連主催で「銀行カードローン問題を考える」というシンポジウムを開かせて頂きました、このお仲間であります浜田節子さんにもパネラーとして出席して頂いております。

その中で、基調報告の中では、今後とも破産件数の増加が見込まれるのではないかと。理由としては、銀行カードローンの貸付残高が依然として高水準にあること、多くは借り入れから5年以上経過して破産に至ること等を考えると、今後経済状況次第では爆発的に増加するおそれもないではない、ということが報告されておりまして、十分見ていかなければならぬところなのかなと思います。

それから、パネラーの中で、聖学院大学の木村裕二特任講師の方が、最後のところで、今、カードローンについて自主規制で効果が出ることを見ていますが、もしその効果があらわれないとすれば、一定の法規制等も必要になってくるときが来るのではないかということをおっしゃっていました。

それから、浜田さんの発言では、成人年齢の引き下げが今、法改正がなされていて、まだ成立はしていないようですが、その場合に、いわゆる18歳のところの多重債務の問題が大変懸念されるのではないか。今、実際に大学等にいろいろな形で消費者金融の方が入つていいという状況があるものですから、既に先行的にそのような状況が生まれかねない状況で、ここをどう、消費者教育等の中で、多重債務問題が起らぬないようにすることが一つ重要なのかなと。それからもう1つ、浜田さんが言われたのは、家計相談事業

ですが、自立支援のところが極めて重要になってくるのではないかと。その意味では今日、本後さんのほうからご紹介頂きましたように、努力義務化して、場合によっては補助率も上げていくというのが、取組としてこれが成功して頂ければいいなと思っているところです。

最後に1点だけ。日弁連としては、今日もご報告がありました、ギャンブル依存症対策推進法に関する意見書を資料3という形で、本年4月13日に意見書を公表させて頂きました。これについても今、参議院のほうで審議がされていると聞いておりますが、320万人とも言われるギャンブル依存症を疑われる人、これは諸外国と比べて極めて多いということでございますので、この対策というのは焦眉の急の課題だろうと思っておりますが、私は、多重債務も同じ構造があるのではないかなど。いわゆる自己責任原則だけでは済まないよねということで、多重債務対策として、いわゆる金利規制や総量規制をかけて、相談体制をつくっていったということになりますので、この部分についても、相談体制だけではなく、貸金業の規制のところに見られるような、規制をどう考えていくかというのも次の課題ではないのかなと。

その1点としては、3ページ目のところで、北欧では賭けに参加するためにIDチップが必要であり、賭けに参加する前にみずから設定した上限額に達した場合には以後、賭けに参加できないといった制度（プリコミットメント）を導入されているということが参考になるのではないかと指摘されておりますので、この点も課題になるのかなと思っております。

以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして山下構成員から、よろしくお願ひいたします。

【山下構成員】 ご説明の前に、当協会でございますが、昨年12月に設立10年を迎えたわけでございます。この10年間でございますが、皆様方にはご支援やご協力、あるいは示唆に富んだご指摘などを頂き、感謝をいたしております。

先ほど金融庁からご説明がございましたが、多重債務者数も9万人を下回るというところまで減少しているということでございまして、貸金業法の趣旨に沿って、資金需要の方々が借り入れ削減にご努力を頂いた、あるいは貸金業者は業界の健全化に向けてたゆまぬ努力をし、そういう取組に対して当協会としても謝意を表したいと考えております。

さて、当協会の相談・紛争解決センターの平成29年度の実績が取りまとめられました

ので、お手元に資料を配付させて頂いております。

この資料の中から、先ほど金融庁からもお話をございました貸付自粛の平成29年度の状況について申し上げたいと思います。資料の5ページをご覧ください。

昨年度の貸付自粛の相談・問い合わせの件数でございますが、5,014件ということで、前年よりも311件増加しているところであります。また、個人信用情報機関への登録件数でございますが、年間で2,496件ということで、ここ8年間で最も多くなっているという状況であります。

この1つの要因としましては、平成24年度から郵送による受け付けを行ってきたということもございまして、全国各地からの要請に応えているということも1つの要因ではないかと思っているわけでございます。

過去の推移からしますと、貸付自粛に関する相談・問い合わせというものは今後さらに増加していくという懸念もありまして、貸付自粛制度の受け付け態勢の強化、あるいは内容の充実ということは必要不可欠と思慮しているところでございます。

一方で、事前の一策は事後の百策にまさると言われておりますが、先ほどご説明が各省からございましたが、やはり未然の防止策を検討する、急ぐということが重要だと考えております。今年度以降も金融庁や消費者庁、あるいは関係諸機関と連携を保ちながら、動向に注意しつつ対処していきたいと思っております。

2点目でございます。資料にはございませんが、先ほど来お話のある銀行カードローンにおける保証業務について、若干述べさせて頂きます。

当協会では、提携行と保証業務を行う協会員とのコミュニケーションの状況について、継続的に協会員から聴取をしているところでございます。ここもと協会員から聴取をいたしました内容のうちで、主なものを3点ほど申し上げたいと思います。

まず、互いの会話の頻度についてということであります。従来は不定期開催であったということでございますが、現在は定期的に開催されるようになったことが多くなってきているということあります。と同時に、従来担当者ベースによる会話であったものが、最近は役員レベルに引き上がるなど、重層的なものになってきているということあります。

2点目には、先ほど全銀協さんからもお話をございましたが、融資審査態勢面についてであります。融資審査に当たりましては、より精緻な代弁率、あるいは応諾率のデータに基づいて、与信基準の見直しが実施されるようになってきているというように、ヒアリン

グでは聞いております。

3点目でございますが、このような取組は大手主要行から、現在では他の主要行にまで広がって、各行における相談体制の評価、あるいはリスク商品の開発などにつながってきているというように、ヒアリングで聞いております。

以上3点申し上げましたが、提携行との対話はより充実してきているように、私どもは感じております。資金需要者の利益の保護のため、銀行と保証会社が目線を合わせ、直接の貸し手である銀行がカードローンに主体的に取り組むことができるよう、今後も深度のある対話を続けていくよう、協会員には要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

それぞれ皆様、時間を守って頂きまして、残りの時間、これまでの各省庁、各構成員からのご報告なども踏まえまして、皆様のご意見、ご指摘を頂戴したいと存じます。ご質問、ご意見等、ご発言の希望がある方は举手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

竹島構成員、お願ひします。

【竹島構成員】 どうもありがとうございます。資料の中で、私は自殺のところについて少しお尋ねしたいと思っております。まず1ページで見ると、5件以上の無担保の残高の人数が、平成18年から29年の間で大体20分の1になったという数が出ております。それで、10ページを見ますと、多重債務が原因と見られる自殺は、平成19年の1,973人から現在が656人で約3分の1ということで、片方が20分の1、片方が3分の1という違いがあります。

自殺はいろいろな要因が重なりますので、単純に多重債務者が減ると同じだけ減るというわけにはいかないことはもちろんわかっています。しかし、自殺の急増期のときには経済・生活問題に対する介入が、自殺の減少に大きく働いた時期があったのですが、今、だんだん減少てきて、いわゆる急増前の水準まで下がってきたときには、そこから先の対策というのは、今までの対策とはまた違った面が必要になっているのではないかと思うわけです。

減少後の対策をどうやって構築していくのかという点から見て、今日の資料について1つお願いしたいと思うのは、この経済・生活問題という、多重債務が原因と思われる自殺者数については集計が出されているのですが、そうでない自殺と比べてどういう特徴があるのかということや、少し、多重債務が原因と思われる自殺というものの特徴を浮かび上

がらせるということが必要ではないだろうか。それを、既存の統計を使って何ができるのかをご検討頂きたいというのが1つです。

もう1つは、多分、統計だけではわからないものがあります。自殺の事例を通して、自殺に至るプロセスを分析し、そこから予防対策を構築していくことが必要なではなかろうかと思います。

これに関しまして、以前に厚生労働省は、研究事業で心理学的剖検が行っていたと思いますが、現在は行われていない状況と聞きます。今後ぜひ、事例分析を行い、その中で、どういう事情でなかなか自殺の減少がこれ以上進みにくくなっているか、ここから先減少させていく手立てを明らかにしてほしい。統計の解析をもう少し別の視点を取り入れられないか、それから事例分析の2点をぜひご検討頂けたらと思っております。

その次ですが、私は精神保健が専門でございますので、生活困窮者自立支援の関係でお聞きします。生活困窮とかになる人たちの中には、虐待、幼少時の逆境などのいろいろな困難を経験した人たちが少なくないと思いますし、その人たちがまた適切な問題解決の手段をなかなか持てないがために多重債務の状態に陥ったりとか、家計困難に陥ったりするということがあるかと思います。

その中で、我々精神保健の領域のものとしては、そこと適切に連携していきたいと思うのですが、現在の制度の中で、ここを使ったら連携しやすいよという切り口を、ちょっと教えて頂けたらということで、その2点をお願いできたらと思います。

【山本座長】 そうしましたら、前半はむしろご要望ということもあったかと思いますが、後半の部分は質問ということで、あわせて、これは厚労省のほうでお答えできますか。

【厚生労働省（川島）】 厚生労働省自殺対策推進室でございます。最初のほうはご要望ということで承ります。確かに、自殺者数につきましては近年減少が進んでおりまして、急増するときの水準まで来ているところでありますが、今後、さらに、まだまだ諸外国と比べますと自殺者数は多いという我が国の状況でございますので、諸外国の水準を目指して、先ほどご提案頂きました分析等も含めまして、今後検討していきたいと思います。

【厚生労働省（本後）】 生活困窮室長でございます。生活困窮者自立支援のさまざまな相談の中では、基本的に相談員、全国で大体4,500人ぐらいですが、基本的にはやはり社会福祉の分野のソーシャルワーカーやケースワーカーの経験者といった方が中心になっています。

したがいまして、竹島先生がおっしゃいましたとおり、保健医療的な、精神保健的な分

野の相談ということになりますと、やはりどこかの機関と連携して相談を少し深めていく必要がございます。

自治体という単位になりますと、やはり一番大きいのは保健所、あるいは保健センターといったところの保健師さんや専門の方に、できるだけ早く連携をして相談をしていくということが重要かと思っています。逆に、保健センターや保健所に来る相談の中で、生活困窮の分野がかかわるようなものについては、逆に保健所、保健センターのほうから困窮の窓口にしっかりとつないで頂くということが重要なと。

既に、この保健所等との連携については、自殺対策と困窮施策の連携ということで、連携の通知を既に出しているということと、あと、今回の法律の中でも、自治体の中の関係の機関に生活困窮の端緒となるような相談が寄せられた場合には、できるだけ生活困窮の窓口につないでもらうと。その利用をお勧めしてもらうという努力義務を、関係の機関のほうにかけるということをしておりますので、そういったこととあわせて、専門的な支援と一緒に生活全般の支援をしていこうということにしております。

【山本座長】 よろしいでしょうか。

ほかにご発言はございますか。新里構成員、お願ひいたします。

【新里構成員】 私自身は前々から言っているのは、銀行のカードローンも入れた格好でないと、例えば今日の1ページ目の5件以上のところが8万6,000人まで減ってきたと言っているのですが、カードローンを入れたらどうなるのかということがわからないと実態を把握できませんよねという話をしていて、先ほど、いわゆる信用情報の関係を改善されないとお聞かせ頂いたものですから、この懇談会の中でも、銀行のカードローンも入れたような格好で、この多重債務者数のところが出るのはいつぐらいになるのか、そういうことをやらないと、実際はわからない今まで進めているのではないかと思います。そこらのめど等を教えて頂ければありがたいと思います。

【山本座長】 どうぞ。

【金融庁（春原）】 ご質問ありがとうございます。ちょっと、めど等はこの場ではお示しはできませんが、いろいろシステムもお金のかかる問題ですし、あと、かなりシステム関係の人間も足りなくなっている状況と聞いておりますので、ちょっと時期はお示しできませんが、できるだけ早くそういう状況になるように、また途中経過もこういう機会にご説明したいと思います。

【山本座長】 ほかにございますでしょうか。

先ほど以来、多くの構成員の方からは資料を用意してご発言頂いておりますが、まだご発言の機会のない渡邊構成員、何かこれまでの各報告をお聞きになって、お気づきになつた点等がございましたらお願ひしたいのですが。

【渡邊構成員】 いろいろな資料提供を頂きましてありがとうございます。参考になりました。やはり私どもは今後ギャンブル依存症関係の相談を受けることになるということで、しっかりした勉強をしていかなくてはいけないということで、私どもができることは、いかに正確に、その相談者の方の現状を把握して、いかに適切な機関につなげていけるかということだと思っております。

保健衛生機関等の連携も既に進めて頂いているということなので、期待したいと思いますが、潜在的な依存症の方は数百万人という数字をお聞きしまして、私どもが正確な数字を把握しているわけではありませんが、消費生活センター等で受けるギャンブル依存症と多重債務が絡んだご相談というのは、その数に比べればまだまだ少ないということで、やはり掘り起こしとか、そういうことについても力を入れていかなければいけないのではないかということを実感いたしました。ありがとうございました。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。

それでは、特にご発言のお求めがないということであれば、このあたりで意見交換を終了したいと思います。皆様から頂きましたご意見、ご指摘、ご報告につきましては、既にやりとりがあった分も含め、関係省庁等において活用して頂ければと思います。ありがとうございました。

本日の議事は以上ですが、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

【金融庁（島村）】 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重なご意見を頂きましてまことにありがとうございました。

次回の開催につきましては、ことしの冬ごろになるかと存じますが、別途調整の上、事務局からご連絡させて頂きますので、よろしくお願ひいたします。

また、繰り返しではございますが、新里構成員のご提供の資料4につきましては、会議後回収となりますので、ご出席頂きました皆様におかれましては、テーブルに残してご退席頂きますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、これをもちまして第11回会合を終了いたします。本日はど

うありがとうございました。

—— 了 ——